

法の支配と政治的自由

J・シュクラーのリベラリズム論と不正義論の間

若松 黎奈

はじめに

ジョン・ロールズによる『正義論』（1971）の刊行以来、政治理論研究の中心的位置を占めるものとして正義をめぐる問題があることに異を唱えるものはいないであろう。かかる状況に対して、不正義の視点から正義を問い直す議論が近年さかんであることは興味深い。それらの議論の特色は、ひとつには、政治理論が普遍的な正義の原理を導出することに終始するべきではなく、個別具体の状況や被害者の主観的視座に着目するべきであるという主張や、あるいは正義の原理や正義の構造が不可避的に生み出し、看過してしまうような不正義も主題化するべきであるという主張に見出される。

これについて、不正義論の端緒を開いた政治理論家ジュディス・シュクラーに言及しないわけにはいかない。『不正義の諸相 *The Faces of Injustice*』で現代不正義論に先鞭をつけたシュクラーは、同書において不正義を単なる正義の不在として矮小化するのではなく、「われわれに怒りと憤りをもって「それは正しくない！」という声をあげさせるすべての機会」（FI: 21）を不正義とみなすべきであると述べた。このように不正義を再定義し、これを問題化する必要性と意義を論じたシュクラーの存在感は、ロールズ流の正義論に対する批判と更改が政治理論の主流路線となっている中でますます増しているといえよう。じつに、『認識的不正義』の著者であるミランダ・フリッカーや、「構造的不正義」を唱えたアイリス・マリオン・ヤングは、シュクラーの影響下において議論を展開した論者であった(Fricker 2007: vi–viii, 39–40; Young 2011)。

とはいえ、彼女の政治思想は正義の理論に新たな見地を提供する点においてのみ注目されているわけではない。シュクラーが自身の思想的立場を示した論考「恐怖のリベラリズム *The Liberalism of Fear*」は、リチャード・ローティやバーナード・ウィリアムズなどの哲学者たちに大きな示唆を与えたものであった (Rorty 1989: xv; Forrester 2012: 248, 257–258)。さらに、この著作はリベラリズムそのものの同一性危機が叫ばれている現代の政治状況において、リベラリズムの本来的価値を再検討し、それを実現する方途を探究する手がかりとして近ごろ脚光を浴びている (Moyn 2023; Müller 2019; Pemberton 2018)。

ところが、惜しくも彼女は後世の政治理論に与えた影響ほどにはこれまで正当に評価されてこなかった (Hess 2014: 1–4)。シュクラーの著作を再評価する試みが行われている今日、彼女の思想は、大別すると制度を重視する側面と、精神性を重視する側面の双方から理解されてい

る。つまり、一方には非ユートピア主義を表明し、法制度によって個人の安全を確保しようとする現実主義的なシュクラー解釈——これは『ユートピア以後 *After Utopia*』や『リーガリズム *Legalism*』等の初期著作から顕著に読み取れるものである——があり（Moyn 2023: 36–37; Kahan 2023: 376, 408; Forrester 2012: 249–250）、他方の側面に注目すると、歴史的記憶や物語の価値を強調し、人びとの市民意識や徳性を涵養する民主的実践に現状変革の希望を見るシュクラー像が浮かび上がる（Buxton et al. 2025: 498–509; Douglass and Hall 2025; 岡野 2007）。

この二つの見方はどちらもシュクラーの議論に異なる側面から光を当てたものであって、本来的には相互にはたらかしあうことによって彼女の議論を構成するものである。しかし、近年のシュクラー研究では精神性を論じるものに注目が集まるあまり、シュクラーの政治理論が前提として制度を最も重視していること——つまり、彼女が法の支配をリベラリズムの中心的要素とみなしており、法制度によって公権力を制限するとともに、社会的多様性を促進するかぎりにおける「必要最小限のリベラリズム *barebones liberalism*」（LG: 5）の構想を擁護することの趣意が忘れられているように思われる。政治思想研究においてとりわけ徳論研究が注目されていることは、彼女の議論における法制度的契機の意義を見過ごす理由とするには十分でない。

このような研究動向を鑑みても、シュクラーの議論における徳やエートスの役割を殊に強調する研究は、権利に対して尊厳の尊重を先行させる議論（Margalit 1996）や、被害者の声に適切な注意を払うために認識的徳の涵養を求める議論（Fricker 2007）など、シュクラーを援用する種々の理論的営為の中でも、不正義に応答する際に、法制度よりも徳性に問題解決の糸口を見出す議論を理論的に補強してしまっていると言えるだろう。これらの議論の問題点は、シュクラーが制度の確立を第一義に据えたことの意義を軽視しているか、さもなければこれを読み落としてしまっていることにある。本稿においても示されるように、徳やエートスを政治理論の中心的装置に据える議論は、シュクラーが懐疑的なまなざしを向けた政治理論の一群に数え入れられるばかりか、規範理論としても問題含みのものである。

このような理解にもとづき、本稿ではシュクラーの思想的立場をいま一度明らかにすることを通じて、彼女が政治理論に期待した事柄を再構成してみたい。それによって、彼女が提案した「恐怖のリベラリズム」の構想が法制度を通じてのみ実現されるものであり、この構想に資するような市民的徳性の陶冶は副次的な目標として位置づけられていることを示す。

このことを論じるために、はじめにシュクラーの思想的立場を概観しておく（1）。この作業によって、彼女が理念を目指すユートピア主義的イデオロギーを拒絶し、全体主義と冷戦リベラリズムを批判したこと、そしてその姿勢が多元主義と懐疑主義を選択させたことを確認する。そののち、彼女の思想的立場に導かれる「恐怖のリベラリズム」が法制度に重要な地位を与えたことの趣旨を詳らかにする（2）。ここではシュクラーが法の支配なくしてリベラリズムを構成できないと考えたことや、法制度が特定のイデオロギーの温存に寄与するものであってはならないと考えたことが述べられるであろう。最後に、シュクラーの不正義論は制度的なアプローチを取るものであったと読解可能であること、またそのような読解こそ解釈の上においても

望ましいと論じたい(3)。本節では、シュクラーが市民的徳性に期待を少なからず寄せる一方で、リベラリズムの目的が多元主義の擁護にあることから、これらに限定的な役割のみを与えていること、そしてそれゆえ制度を更改可能にする手続きを選好することが導かれる。

最後に、制度的なコミットメントよりも徳性や市民意識に訴えるような議論がシュクラー的な見解といかに相反するかを再確認する。そして、シュクラーの制度的構想に着目し、これを発展させることの意義について簡単に述べ、本稿の結びとしたい。

1. アンチ・アンチ・イデオロギー

フランシス・フクヤマによって「歴史の終わり」が提起されたあと、イデオロギー対立には終止符が打たれたように思われた。とはいえ、これをリベラリズムのまったき勝利とみなすことができるほど事態は単純ではない。冷戦終結と同時期に発表された1989年の論考「恐怖のリベラリズム」は、冷戦の渦中にリベラリズムの本来的価値を失った、いわゆる「冷戦リベラリズム Cold War Liberalism」に対するリベラル側からの自己批判であった¹。

冷戦リベラリズムは、サミュエル・モインの言葉を借りれば「リベラリズムそれ自身に対する裏切り」である(Moyn 2023: 2)。冷戦リベラリズムの淵源は、戦間期に北大西洋のリベラルに植え付けられた大衆不信にあり、この傾向はナチズムの記憶や、ソヴィエト連邦との間における軍事的緊張を背景に強化された(Bessner et al. 2024: 301–302)。すなわち冷戦リベラリズムとは、大衆にゆだねられた政治は全体主義を導くものであると考え、それゆえ民主主義の理念に対してエリート主義を優先させる思想であった。この考えのもとに、冷戦期には安全保障のために検閲などの反民主的措置が正当化された。ところが言うまでもなく、これは自由民主主義の理念を損なうものであった(Bessner et al. 2024: 303)。

シュクラーの「恐怖のリベラリズム」がこのような冷戦リベラリズムに対する批判であったということは、彼女が、リベラリズムとは「個人的自由 personal freedom を行使するために必要不可欠な政治的条件を確保することを目指す」ような「政治的教義 political doctrine」であると定義していることから推察できよう(LF: 21)。未だに戦争犯罪や大量殺戮の記憶が新しいなか、恐怖のリベラリズムが政治生活の舞台に見出すのは強者と弱者である。ここで想定されている強者とは、官職に就くものや公権力そのものであり、シュクラーが思い起こさせるのはそれらが弱者に加えた残酷さの記憶である。それは明らかに全体主義の惨禍を想起させるものであ

¹ 冷戦期に形成されたシュクラーの思想は、全体主義に反対する点では冷戦リベラリズムと問題意識を共有している。シュクラー研究の中には、カール・ポパーやアイザイア・バーリンなどの冷戦リベラリストの思想を検討し、それらとシュクラーの議論の共通点を指摘することで、シュクラーを冷戦リベラリストの系譜に位置づける論潮がある(Müller 2008; 小田川 2025)。これに対して、シュクラーは冷戦リベラリズムを批判しリベラリズムの本来的価値を復古しようと試みたと解釈する向きもあるように、シュクラーの位置づけをめぐる見解は一致していない(Moyn 2023: 13–37)。

たが、そこには西欧諸国においても消え去ることがなかった政府による監視、拷問、社会統制がもたらした恐怖も含まれていた² (LF: 27-28)。

権力を持つ強者が無防備な弱者に与える残酷さや、これにともなう恐怖は必ず取り除かれなければならない。この意味で、恐怖のリベラリズムは「残酷さを第一〔の悪徳と〕する putting cruelty first」ことを本領とするものであり、〈最高善 *summum bonum*〉を目指すのではなく、恐怖、つまり〈最高悪 *summum malum*〉をしりぞける思想である (LF: 29)。

この思想的立場は、彼女の学位論文をもとにした著作『ユートピア以後』にも見られる、ユートピアを追い求めることをよしとしない姿勢に由来しているであろう。同書では、「人間は自分自身とその社会とを自らのほしいままに取り扱うことができる」という楽観主義的な考えにしたがう啓蒙主義が、ロマン主義とキリスト教的運命論の台頭のうちに衰退した過程が描かれている (AU: 3-6)。18世紀から19世紀末に及ぶ啓蒙の没落ののち、20世紀を席卷した思想としてシュクラーが名を挙げるのは社会主義とリベラリズムであって、これらは双方ともに社会改良の信念を持ち、啓蒙主義を相続する最有力の候補であると考えられた (AU: 224)。しかし、社会主義者はおもむくばらばら経済理論の必然性から導き出される革命的暴力を正当化するようになり、かたやリベラルは大衆不信に陥り、計画経済に反対する保守主義思想を摂取して右傾化した (AU: 218-219, 239, 260-261)。

シュクラーによれば、ユートピア主義はフランス革命をもって死に絶えた (PTU: 369)。古典的なユートピア主義というのは、プラトンが述べるように実現不可能な観想的対象であって、われわれが憧憬を抱く理念以上のものではなかった。ところがユートピアをまさしく地上に引き下ろし、理想郷の実現のみならず、そこへ至る過程を歴史的・科学的必然であると唱えたのはじつにマルクスの史的唯物論であり、スペンサーによる社会ダーウィニズムであった (PTU: 370-371; AU: 234-235)。これらはしばしばユートピア主義と混同されることがあっても、それはマルクスらの自認からしてもユートピア主義ではなかった。これらの理論は今日「イデオロギー」と呼ばれるものであって、古典的ユートピア主義とは区別されなければならないとシュクラーは主張する (PTU: 369)。

つまり、すさまじい熱狂を生んだナチズムや共産主義などのイデオロギーはすべておぞましい暴力に結実し、自由放任主義を掲げる社会ダーウィニズムを学んだ冷戦期のリベラリズムは、経済的な適者生存を鼓舞した (PTU: 377; AU: 235)。このリベラリズムは全体主義の惨禍ほど血に塗られたものではないという点で暴力よりましであったとしても、経済的な強者と弱者の構造を深刻化させたという意味では十分に暴力的であった。そもそも、全体主義を恐れたこの思想のもとに、暴力をともなう思想統制が実践されたことを忘れてはならない。

20世紀アメリカを席卷した冷戦リベラリズムは、経済的には新自由主義政策を採用し、政治

² シュクラーが西欧諸国においても未だ根絶されていないと述べる「拷問 torture」が具体的に何を指すかは明らかではない。しかし、少なくともアメリカでは諜報機関や軍関係の組織による、捕虜に対する不当な取扱いや、政治犯の嫌疑がかけられる市民に対する過剰な尋問がたえず行われていたと理解されている。

的には社会主義思想に敵意をあらわにした思想であった（Bessner et al. 2024: 304–305）。この思想は全体主義イデオロギーへの反対を表明していたが、それは闘争のさなかに寛容の精神や言論の自由などのリベラリズムの本来的価値を見失った。かくして、冷戦リベラリズムはもはやそれ自身がひとつのイデオロギーへと変貌したのである。

ユートピア主義を模した試みがすべて失敗したことを鑑みると、残酷さを回避する恐怖のリベラリズムが、シュクラの非ユートピア主義——より正確さを期せば反イデオロギー主義——に依拠していることは示されたであろう。いわく、「われわれは〔比類のない恐怖をもたらし、〕連帯を掲げるイデオロギーには疑いのまなざしを向けなければならない」（LF: 36）。

シュクラは、冷戦リベラリズムを全体主義に対抗する偏執的なカウンター・イデオロギーとみなし、それを排他的イデオロギーの一種とみなしている。このことは、次の引用から確認できる。こうした理解から、恐怖のリベラリズムは、アンチ・イデオロギーを標榜する冷戦リベラリズムそのものに対するさらなるアンチテーゼとして提起された議論であると言えよう。

〔恐怖のリベラリズムが確保する自由に関する〕この理解は、関心の対象をもつばら全体主義という観念のみに絞り込む偏執的なイデオロギーと取り違えられてはならない。これは組織化された暴力の極端な例のみを端的に表現するものであって、それより徹底的かつ破壊的でない暴力にわれわれはまったく気を配らなくてよいと示唆するものにおよそ等しい。（LF: 27–28、強調は引用者）

ところで、シュクラは政治的懐疑主義の立場をとることで知られている。リベラリズムの起源は概して宗教戦争における寛容の理論に見出されるが、シュクラはこの見解に同意しつつ、リベラリズムの基本的要素をより根深い部分に求める。恐怖のリベラリズムの指針は、モンテーニュが宗教戦争の災厄のうちに見て取った「残酷さこそが絶対悪である」という確信に由来するものであって、シュクラによれば、これがリベラリズムを形成するもっとも根底的な要素なのである（LF: 23）。恐怖のリベラリズムが要請する公権力への絶えざる警戒も、その発想はモンテーニュから受け継がれたものである（OV: 10–11）。

懐疑主義者モンテーニュを先達として自身の政治的立場を彫琢したシュクラの政治理論は、やはり懐疑主義的であった。『不正義の諸相』にも通底するこの懐疑的姿勢は、非ユートピア主義を表明し、さらにはイデオロギーに反対する立場を取ることと密に関連している。彼女の指摘によると、イデオロギーの最たる特徴というのは、各々のイデオロギーを擁する論者が語る理想郷が必然的に到来するのだと説くその性質ゆえに、自余のあらゆる社会思想を排除することができる点にある（PTU: 378）。そしてそれは大衆を動員し、彼らに協働を強いることによって、異論を許さない恐るべき全体主義体制を導いた。

シュクラは1957年に出版された『ユートピア以後』を次のように回顧する。啓蒙主義の盛衰から全体主義の終焉までを覆う歴史の叙述を試みたところで、現状を把握する枠組みを持た

ない政治理論は無力であること、今や「知的多元主義と懐疑的な折衷主義」だけが現実的に望ましいものであることが明らかになったばかりであった（LL: 10-12）。若きシュクラーは次なる課題として懐疑主義から政治理論を組み立てることを模索したが、それは決してなまやさしいことではなかった。1956年にピーター・ラズレットが「政治哲学の死」を宣告したことも併せて考えると、そもそも政治哲学自体が停滞に沈んでいたのである。

2. 法の支配とリベラリズムの目標

多元主義と懐疑主義をたよりに政治理論の構築をめざしたシュクラーは、理念をかかげるイデオロギーは多元主義の事実を歪め、あるいはこれをとらえきれないとして危険視した³。したがって、彼女のねらいが輝かしい理念に邁進することではなく、最低限われわれの安全を確保し、多元主義を豊かにする自由な社会の実現に置かれていたことはすでに明らかであろう。残酷さが取り除かれたリベラルな社会として彼女が想定する社会像は、およそ次の言葉に集約されている——「均衡に向けて調和しようとする社会というのは、主張とそれに対する反論の社会であって、ひとつの幸せな家族ではありえない」（III: 23）。

この見解を補強するものとして、『リーガリズム』からの引用をひとつ見ておきたい。

〔私が本書で貢献したい立場を〕もっとも端的に言い表せば、それは進歩の理論とあらゆる特殊な経済理論の体系を打ち棄てた最小限度のリベラリズム *barebones liberalism* によって鼓舞される社会的多様性の擁護である。これは寛容こそが第一の美德であり、意見や習慣の多様性がたんに持続的なものとされるだけでなく、大切にされ奨励されるべきだという信念のみに献身するものである。（LG: 5）

このリベラリズムに必須の要素としてシュクラーが挙げるものは「一般的な規則の厳格な適用を通じた私的および公的権力の制限」であり、これは「法による支配」を換言したものである（LG: 20）。とはいえ、同じく法の支配を重んじる立場であるものの、彼女はフリードリヒ・ハイエクの立場を論難すべきものとして例示した。ハイエクによれば、確実な知識を持たないわれわれや、ひいては国家が市場経済に手を加えようものなら、それは市場の自生的秩序を破壊

³ 『リーガリズム』に明らかであるように、シュクラーは必ずしも「イデオロギー」という語を消極的に用いるわけではない。それは「たんなる政治的選好」を意味する語であり、単一的なものから包括的なものまで程度が存在する（LG: 4）。たとえば、同書でシュクラーは自身の立場表明も一つのイデオロギー的寄与であると考えている（LG: 5）。しかし彼女は、同書で批判対象とするリーガリズムが、司法が正義を行う際にある固定された方向へ誘導することをうながす立場であるという意味で、イデオロギーにほかならないと論難する（LG: 1-2）。この著作においても、ナチズムなどの思想は「全体的イデオロギー」と呼ばれて他のものから区別されており、それらが他の社会思想を根絶するという点で否定的評価が与えられている。このことを踏まえると、他の著作と変わらず、彼女は他の思想を根絶する排他的なイデオロギーを批判していると理解できる（LG: 4, 20）。

するために、経済的な破綻と圧政とを作り出してしまふ。したがって、われわれが自らの無知に妨げられることなく繁栄するためには、法の支配を重要なものとみなし、市場経済の自由を担保すべきである。このように考えるのがハイエク主義であり、経済的にはこの思想を擁護する立場が保守リベラリズムであったとシュクラーは解釈する（LG: 22-23; PTRL: 27-28）。

自生的秩序の発想を支持する保守リベラリズムは、自然的な秩序が障りなくはたらくための手引として法が作用し、それが知識の欠如による非効率性や全体主義をしりぞけることを期待して法の支配を称揚する（PTRL: 27-28）。ゆえにここでは、法は社会を「自然的必然 natural necessity」に差し向ける以上のはたらきを見せず、特定のイデオロギーに左右されるものではないとみなされている。しかし、シュクラーが批判するのは保守リベラリストが唱える「自然」の内実が不明瞭であり、「自然」という言葉のもとに隠された伝統的な社会目標が再生産されていることである（LG: 23-24）。政治と分離された法はシステムとしてではなく、実態として保守的なイデオロギーに服するべく堅牢に守られている。法の支配をめぐる見解においても保守リベラリズムは、特定の伝統を温存する排他的イデオロギーの性格を有していたのである。

シュクラーの見るところ、保守的なリベラリズムは伝統と合法性を混同しているだけでなく、安全と自由をも誤解している（LG: 24）。そもそも彼女によれば、全体主義はハイエクが考えるように、われわれにとって如何ともしがたい無知がもたらしたものではなかった（PTRL: 28）。むしろ、先に述べたように、全体主義が持つ他のあらゆる社会思想を排除する性質が問題を引き起こしたのであり、そのかぎりにおいてシュクラーは特定のイデオロギーに奉仕するような保守リベラリズムをも批判するのである。

すでに確認したように、シュクラーの目指すリベラリズムは法の支配を通じて安全と自由との双方を確保するものであった。よりシュクラー的な言葉を用いて換言すれば、そのリベラリズムは強者と弱者との間の政治的・経済的不均衡の是正を通して社会を覆う恐怖をやわらげ、多様性をうながす社会を実現するものである。「多様性がたんに持続的なものとされるだけでなく、大切にされ奨励されるべきだ」（LG: 5、強調は引用者）という言葉の意味は、安全のみならず自由が実現されるべきであるという彼女の考えをよく説明している。

シュクラーにとっての恐怖とは、それ以上の正当化を必要とせずとも避けられなければならない〈最高悪〉であった。ここでしりぞけられる残酷さや、残酷さが引き起こす恐怖のなかには、強者が弱者に対してみずからの目的のために加える物理的な苦痛や、精神的な苦痛も含まれている（LF: 29）。「恐怖のリベラリズム」においてはかような苦痛の例としてもっぱら公権力による抑圧がもたらすものに焦点が当てられているが、このことは私的領域における強者による抑圧を主題から除外するものではない（III: 25）。

恐怖をもたらす残酷さを回避せよという命令は、シュクラーの理論における特権的地位を占めていると言えるだろう。なぜ恐怖がしりぞけられねばならないのかという問いに対して権利の所与性をもって応える議論は、シュクラーによれば恐怖の経験を単純化する言説以上のもの

ではない⁴ (OV: 236)。たしかに、彼女のリベラリズムは「還元不可能であり、普遍的で、無条件的に避けられるべきもの、さらなる正当化を必要としないもの」としての恐怖を理論の中核に据えるものである。しかし、同時にこのリベラリズムは恐怖にたんに反対を唱えることに尽きるものではないと説明されることは特筆しておこう (OV: 236)。

さて、恐怖のリベラリズムがモンテーニュと発想を共有することは前節ですでに述べた。ところが、彼女の見解によればモンテーニュは人道主義者ではあっても、リベラルではなかった。

[...] しかし、原理化された寛容を政治的リベラリズムの等価物とみなすことは誤りである。責任ある制限政府は人格的自律の要求のうちに含まれているかもしれない。しかし、そのような制度に対する明示的な政治的コミットメントがなければ、リベラリズムは教義として不完全なのである。モンテーニュはたしかに寛容かつ人道主義者ではあったが、彼はリベラルではない。モンテーニュとロックとの隔たりは、それゆえきわめて大きいのである。(LF: 5、強調は引用者)

彼女自身も自覚していたように、恐怖など身体的直観のもとに政治理論を構築する方法は、政治の領域を矮小化しているという還元主義の謗りや、自然主義的誤謬を指摘する批判を免れない (LF: 30-32)。それゆえシュクラールはモンテーニュだけではなく、恐怖のリベラリズムの多くをロックに負わせるのである (LF: 30; OV: 237)。

恐怖の普遍性や、それを回避することの自明性がたとえそれ以上の正当化を必要としないと考えられたとしても、それはたんなる政治行動の指針に留め置かれるべきであって、法や政治制度がかかる情動の抑制装置として構想されなければならなかった (LF: 30)。そうでなければ、たとえ恐怖や残酷さをしりぞけるリベラリズムであっても、権力の濫用を監視する法制度に最終的な審級が委ねられていなければ、それはさしずめ冷戦リベラリズムと同じ轍を踏むばかりであろう。無条件の政治道徳として「残酷さの回避」を掲げ、人道的介入のもとに政治的正当化を省略するものは、これを抑制するものがなければ極端に走ってしまう。対テロ戦争におけるブッシュ政権が人道主義を掲げて権威主義的政策を断行したことを思い起こせば、「残酷さの回避」がそれ単独では安全を確保するには十分でないことが理解できる⁵ (Müller 2019: 28-32)。

⁴ この姿勢は、ハンナ・アーレントの「人権のアポリア」論における問題意識と軌を一にするものであろう。人権概念が無用の長物となった全体主義体制下で権利の所与性に疑念を抱き、「諸権利をもつ権利」を唱えたアーレントと同様に、シュクラールもラトビアから渡米した亡命ユダヤ人のひとりであった。「恐怖のリベラリズム」において、シュクラールも同じく人権の所与性を容易に前提としない態度を見せている (LF: 30)。

⁵ ヤン＝ヴェルナー・ミュラーは、シュクラールが掲げる「残酷さの回避」が、政治的説明や正当化を不要にする政治道徳として機能したことによって、たとえばブッシュ政権が行ったような人道的介入の数々に影響を与えたと指摘している (Müller 2019: 28-32)。たしかに、シュクラールはより大きな残酷さを回避できる場合には「避けがたい悪」としての残酷さの行使を認めている。ただし、それは公正な法規範にしたがった措置であるかぎりにおいて執行が許されるものである (LF: 30)。「身体的な越権行為や恣意的なふるまいを防ぐことは、理性

それゆえ、公権力の抑制をめざす恐怖のリベラリズムは、政府の公開性や公正な手続の担保を重要視する方針や、社会的権力を市民に分配する手段としての権利の尊重をロックの理論から学び取った（LF: 30-31; OV: 237）。ここから法の支配は、「リベラリズムの第一原理であって、[...] 政府を抑制するための最もすぐれた装置」と位置づけられることとなった（LF: 37）。

恐怖のリベラリズムは、このように権力を制限する装置として法制度を援用する点で、保守リベラリズムとは見解を異にする。シュクラーが指摘したように、保守リベラリズム、つまり冷戦リベラリズムは市場経済の領域を神の見えざる手に任せることで自由を確保したと思い込んでいたとしても、それは新自由主義的政策と結びついて経済的な不平等を拡大させたどころか、政治的には本来のなりベラリズムとは矛盾する立場の構成に寄与した。保守リベラリズムを支持したものは市民の安全と自由と、そのいずれをも擁護することに失敗したのである。他方において、このことを痛烈に批判する恐怖のリベラリズムは、法の支配を公権力の抑制装置として援用することで公権力と市民の間に緩衝地帯を設け、安全を担保するものであった⁶。

次節では、このリベラリズムが自由、すなわち社会的多様性を保障する際にあっても制度を第一に有効な装置とみなすものであって、市民的徳やエートスにこの役割を中心的に担わせるわけではないことを示したい。

3. 政治理論が果たしうること

『不正義の諸相』において論じられているように、懐疑主義的立場を取るシュクラーは、われわれの如何ともしがたい無知、すなわち誰もが物事の全貌を知ることができないという事実由来する不正義の認知的要因を指摘し、従来の司法システムが与えるような基本的正義ではわれわれの「不正義の感覚 the sense of injustice」には十分に応答できないと考えた（FI: 18-19, 26）。

も伝統も提供しうるとは期待できない抑制を供するために考案された一連の法的・制度的措置によって達成される」（OV: 237）。このことを踏まえると、ミュラーの批判は妥当であるとは言いがたいであろう。周知の通り、人道的介入にもとづく実例の数々が合法性を有するかどうかはかなりの程度疑わしい。

⁶ 第一節で論じたように、『ユートピア以後』におけるシュクラーは、20世紀における社会主義とリベラリズムが有した排他的イデオロギーとしての性質を暴き、それらが啓蒙主義の理念に反するものであって、積極的な社会改革に結実しなかったことを批判した。サミュエル・モインは、このような批判を行ったはずのシュクラーが「最小限度のリベラリズム」の構想を擁護したことによって、積極的な社会改革を追及するどころか、現状肯定的な政治理論を展開してしまったと考え、彼女の冷戦リベラリズム批判に限界を見出す（Moyn 2023: 36-37）。しかし、シュクラーのハイエク主義批判からも読み取れるように、彼女は多様性を擁護するために特定のイデオロギーに資する経済理論さえ放棄するものであって、そのような「最小限度のリベラリズム」は、積極的な社会改革の礎となるものであっても、この社会改革を妨げるものではない。さらに、1986年の論文でシュクラーはロールズの分配的正義や福祉国家の枠組みをより正義にかなった十全なものへと修正するために、従来の司法システムではとらえきれない不正義に目を向けることを提案している（III: 21-24）。これらの側面を踏まえると、彼女の政治理論が現状肯定に甘んじたと解釈するのは親切であるとはいえない。

しかも、被害者性は必ず一意に定まるものではなく、われわれが明らかな被害者の姿を嘲笑し、彼を無視することさえ稀なことではない (FI: 35-37)。それゆえ、民主主義は正義に対してつねに疑いのまなざしを持ち、あらゆる人びとの不正を訴える声に耳を傾けるものでなければならないし、その声を変革への負託として受け止めなければならない (FI: 85, 90, 108)。

これに加えて、市民に不正義を告発する義務をおしえる彼女の不正義論は、対等な人びとから構成される社会を思い描き、往々にして声をあげることができない社会的弱者が被る不正を問題視するという点で、たしかに彼女のリベラリズムがめざした政治的・社会的平等の構想を同じく擁護するものであろう。

とはいえシュクラーがこのように主張したとき、彼女は不正義を緩和するための具体的な改革の方途についてはほとんど何も述べなかった。『不正義の諸相』を公刊した2年後の1992年にシュクラーは急逝するが、彼女がおこなった最終講義は政治的責務を主題とするものであり、そこでは市民的不服従や良心的兵役拒否が扱われた (PO: ix-x)。このことから、シュクラーの議論の中でもとりわけ政治的に責任ある行動をうながす市民的徳性や、エートスを論じるものに注目が集まる潮流も一面においては理解できないことではない。実際、シュクラー自身も晩年の論文において以下のような考えを明らかにしている。

〔恐怖のリベラリズムは〕原理にまで高められた寛容や社会的不平等の逡減を求めるものであり、無分別な残酷さがもたらす恐怖から人びとを守る法に自らを限定するものではない。それは自由の条件や、自由を可能にするような社会的、個人的な取り決めに対してより大きな注意を差し向けるものである。老若男女を問わないエンパワーメントと教育は、彼らを自律的で活動的な市民として育てるためのものであり、彼らの個別性 *individuality* より倫理的高潔さ *integrity* を擁護することができるものなのである。(RLT: 286-287)

しかし、1990年に出版された『不正義の諸相』の原型となった論文が発表されたのは1989年であり、これが「恐怖のリベラリズム」と同年に執筆されたことを踏まえると、彼女の不正義論を読み解くうえで「恐怖のリベラリズム」における立場を無視することはできない。恐怖のリベラリズムが法制度を重視したという理解に照らして彼女の不正義論を読むとき、それが社会的多様性の確保を指向することによって、各人の政治的自由を実現しようとしたものであったことがより鮮明にあらわになる。

権力の濫用を監視し、いかなる不正義の兆候にも敏感になるという市民意識を奨励する姿勢はすでに「恐怖のリベラリズム」にも看取できる。ところが、シュクラーはかかる意識を論じる際に、あくまで消極的な態度を見せていることには注目しておきたい。

もし市民がとりわけ民主主義社会において個人として、また結社の一員として行動し、政府による不法行為や権力濫用のあらゆる兆候にも異議を申し立て、これを阻止するのであ

れば、彼らは効率的に自己主張をするための道徳的な勇気や自恃、頑強さを公正に分かち持っていなければならない。広い知見を抱き、みずからが志す方向を自分で決められる成人こそが、リベラルな社会に暮らす市民を育成するあらゆる努力の目標とされるべきである。[...] リベラルな政治の成否はこのような人びとの努力にゆだねられているが、もっぱら人間的完成のモデルとして彼らを育成することは、リベラルな政治がおこなうべき任務ではない。リベラルな政治が要求しうることというのは、もし政治的自由を促進したいとわれわれが望むのであれば、これが適当なふるまいであると述べることに尽くされる。

(LF: 33-34、強調は引用者)

そしてシュクラーによれば、恐怖のリベラリズムは倫理的指導を供するあらゆる傾向を避けなければならない (LF: 31)。『日常の悪徳 *Ordinary Vices*』における記述からも読み取れるように、彼女はもちろん、精神的・社会的な美徳の涵養が望ましいことであると考えている一方で、市民は法的義務のほかにはいかなるものも強制されえないとも明言している (OV: 242)。

たしかに、リベラルな民主社会をより良いものにする上で、シュクラーは市民意識や徳の役割をまったく否定してしまうわけではない。とはいえすでに確認したように、非ユートピア主義的な恐怖のリベラリズムは理念をめざす理論に依拠することを拒むものであり、リベラルな社会の維持に奉ずるものであっても、それは市民に対して特定の美徳を説くことさえためらう謙虚な知的態度を取る (LF: 8)。なればこそ、彼女の政治理論は市民意識に安易な解決を見出す議論ではなく、第一には市民間の不権衡を是正する実効的な道具として法制度の変革を希求するものであり、これをたすけるものとしてエートスの陶冶や教育の役割を受け止めるような重層的な議論であると考えられるべきである。

しかもシュクラーにとり政治理論というのは、決してわれわれに対して行動の指針や政策選択の基準をあれこれ指示する役割を持つものではなかった。政治理論の役割とは、「われわれの社会に関する会話や確信をより完全に首尾一貫したものにするために、われわれが普段行う判断やわれわれが通常見出す可能性を批判的に反省すること」と述べられている (OV: 226)。

シュクラーは、たとえ政治理論の学習が人びとに政治に関する批判的な思考を体得させるもので、なおかつそれを望ましいと考えていたとしても、そのリベラルな教育が市民の道徳的資質を磨き上げるとは考えていなかった。その教育は政治的な意見交換に人びとを馴致させるとともに、社会における多様な意見を尊重し、吟味する訓練の機会を与えるという点で奨励されるものである (PO: 213)。このように育まれた資質をリベラルの「善き性格 *good character*」であるとあえて呼ぶことはできるかもしれないが、それは道徳的内容を特段ともなうものではない。言うなれば、それは修学旅行生に新幹線の乗り方を教えることと同じことである。

このように考えるのであれば、彼女が不正義の問題に市民意識の改革ではなく、法制度の変革や、法権利それ自体を通じてわれわれの政治的コミットメントを強化するような政治理論で応答しようとしたと考えることは牽強附会ではない。たとえば、彼女が論じた不正義の感覚と

は、自分にとってふさわしいと思われた分け前が与えられなかったときに惹起される怒りや欠乏の感情であった (FI: 83)。この感覚は、『不正義の諸相』の出版に先行する 1986 年の論文ですでに概念化されていたが、そこではこれはある人にもたらされた権利侵害に対して喚起される感覚であると説明されていた (III: 25)。ここでは強者による権力濫用という不正義に対抗するための最も有用な道具として権利が挙げられており、この見方はのちの「恐怖のリベリズム」にも引き継がれている (LF: 31)。実際、シュクラーは不正義を解消し、正義を実現するためには周縁化された人びとにも異論を唱える権利や、所属する集団を選択できる権利が保障されていなければならないと述べている (FI: 115–116)。

また、不正義は司法や行政がもたらす正しい改革のもとでさえ絶えず生まれつづけるものであった。いかなる改革も完全な正義の状態を実現することができないという事実を指摘したのち、彼女が要請するのはわれわれの政治的価値の対立が不可避であることを認識し、多様な価値を調停する手続きを擁護することである (FI: 120–121)。

確固たるものとして抱かれた期待と、公的変革への要求との間の懸隔を埋める最善の方法は、民主政体における効果的で継続的な市民参加のシステムであろう。そのシステムでは誰もがつねに勝者となることもなければ、敗者になることもない。これこそが民主政治が約束するものであって、この約束はまた、ルソーの『社会契約論』にも認められるものである。(FI: 121、強調は引用者)

シュクラーがこのようなシステムや手続きを推奨していることに着目するとき、彼女のハイエク主義批判の要点もいっそう理解しやすくなる。それというのは、彼女が法をたんに閉ざされた体系とみなすことに反対しており、法をたえず問い直す政治のシステムを要請しているのであって、それによって多元主義を安定的に持続させる基盤を準備することを目指していたということである。

このような見方をするとき、シュクラーの不正義論は「恐怖のリベリズム」や、さらには初期の著作とも首尾一貫する思想的立場と目標、そして政治理論としての方針を共有するものとして整合的に読み解かれる。それはエートスの陶冶ではなく、法制度を重要視することによって多様性を尊重する政治的な枠組みの構築をうながし、われわれの安全のみならず、自由を確保することも目指したものであった。リベラルな体制を維持することに奉仕する市民的な資質がたとえ望ましいものとして受け止められていても、それは恐怖を回避するという目的に対して決して安定的に作用するものではないし、そう作用するように強制されるべきものでもない。だからこそ恐怖を回避するための法や権利の制度が重要なのであり、それゆえシュクラーの政治理論というのは、つねに法制度に重心が置かれていることを踏まえた上で読解されないことには、その理論的な価値を十全に看取できないと評価可能である。

結びにかえて

本稿では、シュクラの政治理論は制度的なアプローチを重視するものであり、徳性やエートスへの訴えかけを中心的な領分とするものではないことを示した。この主張を補強するものは、彼女の議論に顕著な非ユートピア主義的性格であって、それは全体主義と冷戦リベラリズムというふたつのイデオロギーへの反対に動機づけられたものであった。この立場に導かれ、彼女は懐疑主義と多元主義にもとづく「恐怖のリベラリズム」を構想する。この構想は法の支配を重視するとともに、保守リベラリズムを批判し、権力の制限と社会的多様性の尊重を目標に据える理論であった。このような理解のもとに彼女の不正義論を読み解くとき、それは法制度を通じた改革によって不正義に応答し、多様性を擁護するものであることが明らかになる。そしてそれは、徳性の涵養に不正義への応答を見るような現代不正義論のいくつかのアプローチが、シュクラの本意に沿わないものであることを示す論拠としては十分なものであった。

とはいえ、第三節で検討した不正義に対するシュクラの制度的アプローチについて、本稿ではその具体的様相を示すことができなかった。彼女の制度的アプローチというのは、不正義への応答は、個人的な徳性の涵養にとどまるものではなく、かならず法や権利の問題として政治的に議論可能なものでなければならないという方針をわれわれに説くものであって、それはロールズが示した一揃いの正義の理論のように、秩序立った制度や原理として提示されるものではない。『リーガリズム』において、シュクラは法制度を政治的な文脈の中でつねに問い直しつづけることの重要性を強調している。彼女の制度的アプローチの内容は、『リーガリズム』の議論が、不正義論といかに接続されているかを紐解くことによって明らかになるであろう。たいへん惜しいことだが、この点に関する議論は他日を期すこととしたい。

『不正義の諸相』におけるシュクラの筆致が、同書に共和主義的な読解を可能にさせていることは否定できない。とはいえ、エートスの陶冶をうながす議論は、彼女がリベラリズムに見出した多元性という中心的価値や、彼女の思想的背景そのものを軽視することにつながりかねない。さらに、共和主義的な読解をおこなうかぎり、消極的なリベラリズム論と積極的な不正義論という解釈上の対比的断絶が解消されず、双方において法の支配を一貫して重んじたと解釈しなければ、両者を統合的に理解することは難しい。

後期から晩年にかけてシュクラの議論に、アメリカの伝統に訴えかける傾向が見られるようになったことは事実である。とはいえ、恐怖という普遍的な契機を理論的中核に据えたはずの政治理論を、リベラルな社会、ひいてはアメリカ国内における草の根民主主義的なエートスの問題に収斂させてしまうことは、アメリカという特殊な文脈に彼女の理論的可能性を限定してしまうであろう。彼女の政治理論を非リベラルな社会にも敷衍させたいと望むのであれば、われわれはエートスやこれに類するものではなく、彼女が築いた制度的コミットメントにあえて着目し、これを発展させなければならない。

はたして、全体主義の惨禍を目の当たりにして生まれた思想が、徳性の涵養という楽観的な

解決を許容するものであったと考えられるだろうか？ 何にもまして、恐怖に覆われているのはリベラルなエトスを共有しない土地にほかならないのである。彼女が合衆国の繁栄のうちに安住してしまったと考えるのであれば、われわれはシュクラを越えてシュクラ主義をつらぬかなければならない。そうでなければ、われわれは「恐怖のリベラリズム」が法の支配にどのような含意を込めるものであったか、いま一度よく考えなければならない。

* 本論文は、京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センターによる法学研究科法政理論専攻等における萌芽的・挑戦的な共同研究の支援を受けて執筆されたものです。

文献表

- Shklar, J. N., & Moyn, S. (2020[1957] =AU). *After Utopia: The Decline of Political Faith*. Princeton University Press.
- Shklar, J. N. (1964 =LG). *Legalism: Law, Morals and Political Trials*. Harvard University Press.
- Shklar, J. N. (1965 =PTU). The Political Theory of Utopia: From Melancholy to Nostalgia. *The MIT Press on behalf of American Academy of Arts & Sciences*, 94(2), 367–381.
- Shklar, J. N. (1984 =OV). *Ordinary Vices*. Belknap Press of Harvard University Press.
- Shklar, J. N. (1986 =III). Injustice, Injury, and Inequality: An Introduction. In F. Lucash (Ed.), *Justice and Equality Here and Now*. Cornell University Press, 13–33.
- Shklar, J. N. (1998[1987]=PTRL). Political Theory and the Rule of Law. In J. N. Shklar & S. Hoffmann (Ed.), *Political Thought & Political Thinkers*, The University of Chicago Press, 21–37.
- Shklar, J. N. (1989, April 6 =LL). A Life of Learning: Judith N. Shklar, The Charles Homer Haskins Lectures. American Council of Learned Societies. https://www.acls.org/wp-content/uploads/2021/11/Haskins_1989_JudithNShklar.pdf
- Shklar, J. N. (1989 =LF). The Liberalism of Fear. In N. Rosenblum (Ed.), *Liberalism and the Moral Life*. Harvard University Press, 21–38.
- Shklar, J. N. (1990 =FI). *The Faces of Injustice*. Yale University Press.
- Shklar, J. N. (2023[1992] =RLT). Rights in the Liberal Tradition. *Political Studies*, 7(2), 279–294.
- Shklar, J. N., & Ashenden, S., & Hess, A. (2019[1992] =PO). *On Political Obligation: Edited and with an Introduction by Samantha Ashenden and Andreas Hess*. Yale University Press.
- Bessner, D., Brenes, M., & Franczak, M. (2024). A Brief History of Cold War Liberalism. *Cold War History*, 24(2), 299–308.
- Buxton, R., Bagg, S., Enoch, D., Marriott, S., & Moyn, S. (2025). New Perspectives on Judith Shklar. *Contemporary Political Theory*, 24(3), 490–516.
- Douglass, R. and Hall, E. (2025). Judith Shklar’s Ethos of Skeptical Vigilance. *The Review of Politics*, 1–22.
- Forrester, K. (2012). Judith Shklar, Bernard Williams and Political Realism. *European Journal of Political Theory*, 11(3), 247–272.
- Fricker, M. (2007). *Epistemic Injustice: Power and the Ethics of Knowing*. Oxford University Press.

- Hall, E. (2025). *Power and Powerlessness: The Liberalism of Fear in the Twenty-First Century*. Oxford University Press.
- Hess, A. (2014). *The Political Theory of Judith N. Shklar: Exile from Exile*. Palgrave Macmillan.
- Kahan, A. S. (2023). *Freedom from fear: An Incomplete History of Liberalism*. Princeton University Press.
- Margalit, A. (1996). *The Decent Society*. Harvard University Press.
- Moyn, S. (2023). *Liberalism Against Itself: Cold War Intellectuals and the Making of Our Times*. Yale University Press.
- Müller, J.W. (2008). Fear and Freedom: On 'Cold War Liberalism'. *European Journal of Political Theory*, 7(1), 45–64.
- Müller, J.W. (2019). *Frucht und Freiheit: Für Einen Anderen Liberalismus*. Suhrkamp.
- Pemberton, A. (2018). A World of Struggle Meets the Faces of Injustice (Judith Shklar and Current Affairs). *Tilburg Law Review*, 23(1), 125–129.
- Rorty, R. (1989). *Contingency, Irony, and Solidarity*. Cambridge University Press.
- Young, I. M. (2011). *Responsibility for Justice*. Oxford University Press.
- 岡野八代 (2007). 「現代における「希望」の在処：ハンナ・アーレントと「想起の政治」」.
『社会科学研究』. 第 58 卷, 第 2 号, 161–182.
- 小田川大典 (2025). 「ジュディス・シュクラーと冷戦リベラリズム」. 『岡山大学法学会雑誌』.
第 74 卷, 第 3–4 号, 161–171.